

公示送達書

公告第254号

下記の者に係る書類（通知書）は、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所が不明のため送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達します。
なお、当該書類は喜多方市総務部税務課において保管してありますから、来庁のうえ、受領してください。

令和8年7月29日

福島県喜多方市長 遠藤 忠一



記

番号	公示送達する書類	送達を受けるべき者
	名称	氏名又は名称
1	督促状（固定資産税1期）	東邦観光 株式会社
2	督促状（軽自動車税）	石井 和宏
3	督促状（固定資産税1期）	石井 和宏
4	督促状（固定資産税1期）	相続人 鈴木正人 外（亡鈴木富次 様分）
5	督促状（固定資産税1期）	相続人 鈴木正人 外（亡鈴木富次2／4亡悦雄1／4サツ子1／4様分）
6	督促状（固定資産税1期）	東條 秀治郎
7	督促状（固定資産税1期）	株式会社ムラサワ電気通信
8		以下余白
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		

注意： 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日経過したときに書類の送達があったものとみなされます。